



感染症患者の診断・届出（医療機関）

発生届



感染症患者の行動歴等の調査
（※1 積極的疫学調査）

※3 感染症患者への健康観察・
療養生活の支援

濃厚接触者等の特定

・ 感染症患者と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離で、必要な感染予防策なしで数分程度以上接触があった人など

陽性患者

濃厚接触者
健康観察者

※2 濃厚接触者等の健康観察・
不要不急の外出自粛要請

医療機関に入院（軽症の場合、宿泊療養施設へ入所または自宅療養）

健康観察終了

退院、療養解除により通常生活に戻る

●積極的疫学調査(※1)・濃厚接触者の特定

新型コロナウイルス感染症患者(以下「感染症患者」という)を診断した医師から最寄りの保健センターに発生届が提出されます。保健センターでは感染症患者の発病の状況や行動歴を調査(積極的疫学調査)し、感染源の推定や濃厚接触者の特定を行うことで感染拡大を防ぎます。

●濃厚接触者等の健康観察・対応(※2)

濃厚接触者に対し、感染症患者との最終接触から14日間の健康観察と不要不急の外出自粛を要請します。症状が出現した場合は医療機関への受診を調整します。また、適切な時期にPCR検査を行います。

●感染症患者への健康観察・療養生活の支援(※3)

感染症患者一人ひとりの状況に応じ、療養生活をサポートします。医師が必要と判断された方は入院を、軽症や無症状の方は宿泊療養施設への入所や自宅療養を案内します。

自宅療養者については、電話等で定期的に健康状態を把握し、必要に応じてパルスオキシメーターや緊急支援物資を貸出・配布します。また、感染症患者とその同居者の方に配食サービスも実施しています。